

函館市監査公表第13号

函館市長から、定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知（写）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和元年7月26日

函館市監査委員 小 野 浩

函館市監査委員 本 間 裕 邦

函館市監査委員 板 倉 一 幸

函館市監査委員 藤 井 辰 吉



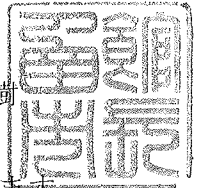
函子企

令和元年(2019年)6月25日

措置通知書

函館市監査委員様

函館市長 工藤 壽 樹



地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、次のとおり通知します。

部 局 名	子ども未来部		
監 査 の 種 類	定期監査・財政援助団体等監査・その他()		
監査等実施期間	平成30年10月25日～平成31年1月25日	講評日	平成31年1月31日
調査対象事項名	予算の執行		
指摘事項, 意見・要望事項			
<p>【監査意見】</p> <p>金堀小学校に統合児童館を整備するため、子ども健全育成費で執行するプール解体や測量調査などの実施にあたり、口頭で当該小学校を所管する教育委員会への通知を行ったとしているものの、その内容、経過、決定した事項等についての書類がなく、その手続きがとられたかどうかの確認ができなかった。当該事務についても書面により手続きを進める必要があると思料するので、適切な事務の執行を図られたい。</p> <p>また、収入未済額の大半を占める滞納繰越分のうち、保育所入所負担金は減少傾向にあり、奨学資金貸付金収入および母子父子寡婦福祉資金貸付金収入は横ばいで推移しているものの、いずれも収入率は低下しており、そのほかの貸付金収入や使用料も含め、依然として収入未済額が多額となっていることから、今後も債務者の生活や経済状況を的確に把握しながら、収入の確保に努められたい。</p>			
措置内容, 対応・考え方等			
<p>今後、部局間の異動を伴う行政財産の解体等の実施にあたっては、書面による手続きを取り、適正な事務の執行に努めてまいります。</p> <p>また、所管の収入金について、今後においても引き続き、催告および差押えなどを実施するほか、未納者に対する納付相談を丁寧に行うなど、債務者の生活・経済状況を把握し、収入の確保に努めてまいります。</p>			